

税理士法人経営支援

# 事務所通信



9月1日は防災の日です。今年も大雨等による災害が各地で発生しています。自社の防災対策が十分かどうか、今一度見直してみたいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## contents

- ◆タクシー代とインボイス
- ◆令和9年提出分から給報の記載事項が国に連携
- ◆パートタイマー等に労働条件を明示する際の注意点
- ◆企業における教育訓練費用の支出状況

# タクシー代とインボイス

移動手段として利用するタクシー。インボイス制度がスタートすると、このタクシー代はどう処理をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

## Q.

タクシーに乗車したときは、これまで領収書を受け取り、これをもとに消費税の処理を行っていました。インボイス制度スタート後、このタクシー代についてどのように処理をすればよいのでしょうか？

弊社は消費税の課税事業者で、一般課税により納付すべき消費税額を計算しています。

## A-1. タクシー代とインボイス

タクシー代は、原則として、インボイスの交付を受けなければ、仕入税額控除ができません。そのため、タクシー代の領収書を受け取った際に、インボイスかどうかの確認が必要となります。

基本的には次の記載があるか確認します。

### 【記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

ただしタクシー代については、記載事項のうち⑥の記載は不要で、④の適用税率と⑤のいずれか一方の記載で足ります。

## A-2. インボイスでなくても控除可能な場合

免税事業者のタクシーに乗車したことで領収書がインボイスに該当しなくとも、経過措置として、2023年10月1日から3年間は80%を、その後の3年間は50%を仕入税額とみなして控除ができます。この場合、領収書（区分記載請求書等）と、通常の記載事項に加えて「80%控除対象」など一定の事項を記載した帳簿の保存が必要です。

また、たとえば次のケースはインボイス不要で、仕入税額控除ができます。

### (1) 一定規模以下の事業者の場合

一定規模以下\*の事業者は2023年10月1日から6年間、税込み1万円未満のタクシー代であれば、通常の記載要件を満たした帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

※基準期間（個人は前々年、法人は2期前）の課税売上高1億円以下、又は特定期間（個人は前年1～6月の期間、法人は前期開始から6ヶ月間）の課税売上高5千万円以下

### (2) 旅費規程等に基づく精算の場合

出張時に利用したタクシー代について、旅費規程等に基づき従業員等へ精算する場合は、通常の記載事項に加えて「出張旅費等特例」など一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

領収書の保存や帳簿の記載要件は、ケースにより異なります。ご注意ください。

参考：国税庁 HP「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A」他  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

# 令和9年提出分から 給報の記載事項が国に連携

給与支払者の事務や税務行政コストの削減の観点から、給与支払報告書の提出をもって税務署へ提出したものとみなす改正が、令和5年度税制改正で行われました。税務署への提出範囲も給与支払報告書に揃えられ、これを基にした確定申告時の自動入力が予定されています。

## 令和5年度税制改正

給与支払者が、給与所得の源泉徴収票（以下、源泉徴収票）に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書（以下、給報）を市区町村へ提出した場合には、この給報に記載された給与等については、その給与支払者は、税務署へ源泉徴収票の提出をしたものとみなす改正がされました。具体的には、給報の記載事項（以下、給与情報）を市区町村から税務署へ提供することとなります。

また、この改正に伴い、税務署へ提出する源泉徴収票の範囲を給報の提出範囲に揃えることになりました。具体的には、**次の提出省略を除いて提出が必要**となります。

同一人（その年の中途退職者に限る。）に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である給与等について、提出省略が可能

なお、前々年の提出すべき支払調書の提出

枚数が100枚以上である場合のe-Tax等による提出義務に関して、この提出枚数のカウントは、改正前の判定基準を維持する経過措置があわせて講じられています。

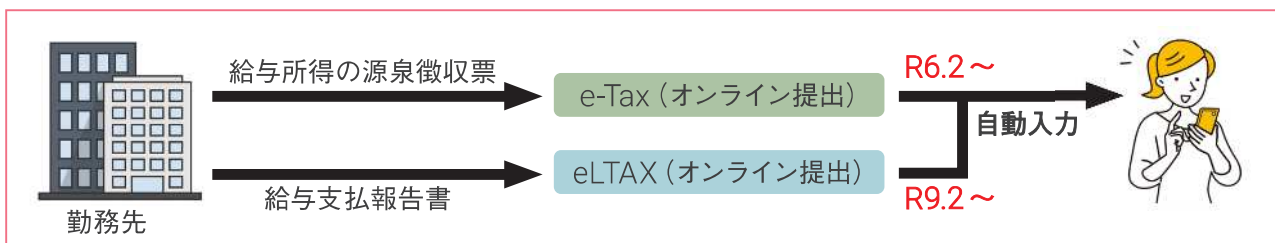
## 給与情報の自動入力が予定

個人がe-Taxにより確定申告をする際の源泉徴収票の自動入力は、令和6年2月からの実施が予定されています。

そして、この改正により連携された給与情報については、令和9年2月から自動入力の実施が予定されています。（下図参照）

現状、eLTAXを利用して給報とともに源泉徴収票を一括して作成・提出することが可能です。これが、eLTAXの利用有無に限らず給報の提出のみで完了します。手間は減りますが、提出範囲が給報と揃うことで、税務署に集約する情報が増えることに、ご注意ください。

### 【給与情報の自動入力（予定）】



出典：国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー（令和5年6月23日）」一部編集  
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>

参考：

財務省「令和5年度税制改正の解説」[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/explanation/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/index.html)

国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm>

# パートタイマー等に 労働条件を明示する際の注意点

従業員を雇い入れた際、労働基準法に基づき労働条件を明示することが義務付けられています。パートタイマーや契約社員（以下、パート等）は、正社員より多くの明示すべき事項があります。

## 明示が漏れやすい事項

パート等については、パートタイム・有期雇用労働法が適用されているため、雇い入れ・労働契約の更新の際に、以下の事項を明示する義務があります。

- ① 昇給の有無
- ② 退職手当の有無
- ③ 賞与の有無
- ④ パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

労働条件は、文書の交付などにより明示する必要がありますが、パート等が希望した場合は、FAXや電子メール等で明示することも可能です。

①～④の明示を行う際の注意点として、例えば、会社の業績や従業員の勤務成績などによって賞与を支給しており、支給要件を満たさない場合には支給しない可能性がある場合は、制度を「有」とした上で、「業績により不支給の場合あり」など、支給しない可能性があることを文書等で明記することが挙げられます。

また④については、明示が漏れているケースが見受けられます。相談窓口を設置するとともに、忘れずに明示しましょう。

## 2024年4月からの追加事項

2024年4月から、労働条件の明示に関するルールが変更になります。そのため、雇い入れ・労働契約の更新の際に、以下の事項を追加する必要があります。

### ① 就業場所・業務の変更の範囲

現在は、契約直後の内容を明示すれば足りるとされているものが、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲についても明示が必要となります。

### ② 更新上限の有無と内容

有期労働契約については、契約更新に関してトラブルになることがあります。そのため、有期契約労働者については、有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限の有無を明示し、上限がある場合はその内容を明示します。

### ③ 無期転換に関する内容

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えると、従業員は無期転換の申込をすることができます。無期転換の対象となったときに、対象者に無期転換の申込ができることを明示し、さらに、無期転換後に有期労働契約時の労働条件が変わる場合には、その内容についても契約更新のタイミングごとに明示します。

今後は2024年4月に向けて、労働条件通知書のひな形を見直す必要が出てきます。まずは、現行のひな形に不備等がないかを確認し、不備等があれば見直しを行いましょう。

# 企業における 教育訓練費用の支出状況

貴社では従業員の教育訓練に、どのくらいの費用を使っていますか。ここでは今年6月に発表された調査結果\*から、企業の教育訓練費用の支出状況をみていきます。

## 2社に1社が費用を負担

上記調査結果から、2021年度における企業の教育訓練への費用の支出状況を産業別にまとめると、下表のとおりです。

OFF-JT または自己啓発支援に支出した割合は、総数で50.3%でした。OFF-JT に支出した割合は46.3%、自己啓発支援に支出した割合は23.8%でした。

産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業の支出割合が高い状況です。

## OFF-JT は1人平均1.3万円

費用を支出した企業における、労働者1人当たり平均額をみると、OFF-JT は総数で1.3万円、自己啓発支援が0.3万円でした。

産業別では、情報通信業のOFF-JT へ支出した労働者1人当たり平均額が4.4万円となっており、他に比べて高さが目立ちます。

企業の成長には従業員の能力向上が不可欠です。自社のできる範囲で従業員の教育訓練をサポートされてはいかがでしょうか。

企業の教育訓練への支出状況

|                 | OFF-JTまたは自己啓発支援の支出割合 (%) |            |      |        |     | 労働者1人当たり平均額 (万円) |        |
|-----------------|--------------------------|------------|------|--------|-----|------------------|--------|
|                 | OFF-JTのみ支出               | 自己啓発支援のみ支出 | 両方支出 | 両方支出なし | 不明  | OFF-JT           | 自己啓発支援 |
| 総数              | 26.5                     | 4.0        | 19.8 | 49.6   | 0.1 | 1.3              | 0.3    |
| 建設業             | 33.6                     | 4.9        | 22.9 | 38.6   | -   | 2.0              | 1.0    |
| 製造業             | 30.2                     | 4.3        | 21.7 | 43.8   | -   | 1.1              | 0.2    |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 29.2                     | 5.0        | 52.0 | 13.8   | -   | 1.8              | 0.4    |
| 情報通信業           | 26.8                     | 7.4        | 38.3 | 27.5   | -   | 4.4              | 0.5    |
| 運輸業、郵便業         | 21.4                     | 2.9        | 9.3  | 66.4   | -   | 0.8              | 0.1    |
| 卸売業、小売業         | 23.3                     | 3.3        | 18.6 | 54.4   | 0.4 | 0.7              | 0.2    |
| 金融業、保険業         | 15.3                     | 12.7       | 44.3 | 27.7   | -   | 2.1              | 0.5    |
| 不動産業、物品賃貸業      | 24.4                     | 6.4        | 22.8 | 46.4   | -   | 1.4              | 0.4    |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 35.9                     | 4.8        | 29.9 | 29.5   | -   | 2.7              | 0.6    |
| 宿泊業、飲食サービス業     | 16.0                     | 2.3        | 4.9  | 76.8   | -   | 0.3              | 0.3    |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | 18.8                     | 3.2        | 14.9 | 63.0   | -   | 0.7              | 0.2    |
| 教育、学習支援業        | 28.8                     | 5.0        | 15.1 | 51.1   | -   | 0.6              | 0.2    |
| 他に分類されないサービス業   | 31.0                     | 4.0        | 24.4 | 40.5   | -   | 0.5              | 0.2    |

厚生労働省「令和4年度能力開発基本調査」より作成

\*厚生労働省「令和4年度能力開発基本調査」

2022年(令和4年)10月1日時点の状況について、常用労働者30人以上を雇用している調査対象の企業等に2022年10月~12月に行われた調査です。本文のOFF-JTへの支出割合はOFF-JTのみ支出+両方支出の、自己啓発支援への支出割合は自己啓発支援のみ+両方支出の計になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html>

# ChatGPTとは？

昨年末に公開され、ネット上の話題となったChatGPT。現在でも色々な点で話題に上がります。改めてChatGPTとは何かを解説します。

## ChatGPTとは？

ChatGPTは2022年11月に公開されたネットサービスです。全世界でのユーザー登録数1億人までの期間が約2ヶ月と、当時としては異例の早さでした。この状況を見るだけでも、ChatGPTの注目度の高さがうかがえます。

ChatGPTの主な機能は、学習した内容に基づき利用者とサービス間でチャットを行うことです。

何か言葉をサービスに投げ掛け、その返答を受け取ることができます。従来のチャットサービスのイメージは、想定される質問に対して、予めサービスが決めた回答を返すものを想像する方が多いと思います。このため、利用者自身が、上手に言葉を選ぶ必要がありました。

これに対しChatGPTは、投げ掛けられた言葉の解析、及び作成された回答の内容が従来のものより正確で、回答文書の言葉使いが自然に感じられるといわれており、機能の優れた点が感じられます。

## 利用上の注意

ChatGPTは一見優れていますが、**質問に対する回答が正しいことを保証するものではありません**。特に、無料のプランで提供される質問の解析能力と回答の作成能力は、一定以上の“でき”は期待できますが、別途その内容を確認した方がよいでしょう。

より正確な回答を得たいと考える場合には、

有料プランを利用する方がよいといわれています。有料プランでは、より高度な解析能力を利用することで、より間違いの少ない回答を得ることが期待できます。

## 個人情報が漏洩する可能性

ChatGPTは学習する旨をここまで記述していますが、この学習のベースとなる情報はどこから入手しているのでしょうか。1つはネット上の情報ですが、もう1つはサービス利用者が投げ掛けたチャットの内容そのものです。

そのため、利用者本人の個人的な情報や勤め先の内部情報を含んだ内容などを書き込むと、ChatGPTはこれを利用した回答用の情報を産み出します。別の利用者の投げ掛けに対して、ChatGPTが上記を含んだ回答がよいと判断した場合には、これを返してしまいます。

このような情報利用があるため、一部の企業や国では、ChatGPTの利用そのものを禁止・遮断して、情報が漏洩しないよう対応を開始しています。この点は個人利用の場合でも、十分注意する必要があります。

## ChatGPTの使い方

ChatGPTの利用は、下記URLからアカウントを作成した後、ログインして利用を開始してください。まだ利用したことのない方は、一度試してみたいかがでしょうか。

ChatGPT  
<https://openai.com/blog/chatgpt>

今月は、社会保険の定時決定の結果を反映する月です。給与の変更がある場合は、誤りや漏れがないように注意しましょう。月の後半に祝日がありますので、取引先の休業状況も確認しておきましょう。

## 01 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。

新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

## 02 地域別最低賃金の改定額の公示

10月1日以降に発効される2023年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県により、改定額と発効月日が異なります。自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べておくようにしましょう。

## 03 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.3%となっていますが、2024年4月から2.5%、2026年7月からは2.7%へと段階的に引き上げられます。

法定雇用率を満たしていない場合は、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

## 04 防災や安全対策の見直し

### 【防災対策】

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

大雨で雨もりがしてしまうかも！  
施設や工場など、適宜点検・修理依頼をしましょう。

万が一が起きてしまう前に！  
ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。  
・非常時用の医薬品などの準備や使用期限等の見直し  
・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理  
避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

### 【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定める地方自治体も多くなっています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底やヘルメットの着用、保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れなどのトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。

| 日  | 曜日 | 六曜 | 項目                               |
|----|----|----|----------------------------------|
| 1  | 金  | 大安 |                                  |
| 2  | 土  | 赤口 |                                  |
| 3  | 日  | 先勝 |                                  |
| 4  | 月  | 友引 |                                  |
| 5  | 火  | 先負 |                                  |
| 6  | 水  | 仏滅 |                                  |
| 7  | 木  | 大安 |                                  |
| 8  | 金  | 赤口 | 白露                               |
| 9  | 土  | 先勝 |                                  |
| 10 | 日  | 友引 |                                  |
| 11 | 月  | 先負 | ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（8月分） |
| 12 | 火  | 仏滅 |                                  |
| 13 | 水  | 大安 |                                  |
| 14 | 木  | 赤口 |                                  |
| 15 | 金  | 友引 |                                  |
| 16 | 土  | 先負 | ※新卒高校生の採用選考・内定開始                 |
| 17 | 日  | 仏滅 |                                  |
| 18 | 月  | 大安 | 敬老の日                             |
| 19 | 火  | 赤口 |                                  |
| 20 | 水  | 先勝 |                                  |
| 21 | 木  | 友引 | ●秋の全国交通安全運動（～30日まで）              |
| 22 | 金  | 先負 |                                  |
| 23 | 土  | 仏滅 | 秋分<br>秋分の日                       |
| 24 | 日  | 大安 |                                  |
| 25 | 月  | 赤口 |                                  |
| 26 | 火  | 先勝 |                                  |
| 27 | 水  | 友引 |                                  |
| 28 | 木  | 先負 |                                  |
| 29 | 金  | 仏滅 |                                  |
| 30 | 土  | 大安 | ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（8月分）（10月2日期限） |